

身体拘束等の適正化のための指針

一般社団法人きらく福祉事業会

障がい者就労支援施設 きらく大村

(施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

第1条 身体拘束は利用者の生活の自由を制限し、利用者の尊厳ある生活を阻むということを踏まえて、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化せず、職員一人ひとりが、身体拘束による身体的・精神的苦痛を理解し、拘束廃止の意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

(身体拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項)

第2条 当事業所では、身体拘束等の廃止に努めるべく、「身体拘束適正化委員会」を設置します。なお、本委員会の運営責任者（委員長）は当事業所の施設長とし、サービス管理責任者を身体拘束等の適正化を適切に実施する担当者（以下、担当者）」とします。

- 1 身体拘束適正化委員会は障害者虐待防止委員会と一体的に行う場合があります。
- 2 身体拘束適正化委員会は、年に1回定期開催し、必要時は臨時開催します。
- 3 会議は基本的に対面で実施ですが、場合によりPCでオンラインを利用します。
- 4 身体拘束適正化委員会では、次の内容について協議します。
 - ① 身体拘束適正化委員会及び虐待防止委員会等、施設内組織に関すること
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備・改定に関すること
 - ③ 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が身体拘束等を把握した際、市町村へ迅速に通報する手順に関すること
 - ⑥ 身体拘束等の発生時、原因を分析し、再発防止を確実に進める策に関すること
 - ⑦ 再発防止策を実施後、効果が適正であるか評価に関すること

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

第3条 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の内容は、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底します。

- 1 研修は年1回以上実施し、新規採用者には採用時に身体拘束について研修を実施。
- 2 研修内容を記録します。（研修内容や資料、出席者等を電磁的記録等により保存）

(施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針)

第4条 身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化委員会に報告するものとします。この際、委員長が本委員会の定期開催を待たず報告を要すると判断した場合、臨時的に同委員会を招集するものとします。

(身体拘束等発生時の対応に関する基本方針)

第5条 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

① 本人・家族、組織による必要性の判断と個別支援計画への記載

本人や家族、当委員会や職員、関係機関で身体拘束等の必要性の判断や、原因や対応方法を支援策定会議にて十分検討します。

必要性があると判断された場合、「身体拘束等が必要な理由、拘束する方法や想定できる時間帯、その際の利用者の心身の状況等」、可能な範囲で情報収集と取り決めを行い、本人や家族に同意を得ます（※様式1）。また、個別支援計画にも身体拘束等の態様及び時間、理由を備考欄に記載します。

（※様式1）：「身体拘束等に関する説明・同意書」支援策定会議での情報や取り決めた内容を記載し、本人・家族に説明・同意を得て個別支援計画書と共にお渡しします。

② 行政への相談、報告

身体拘束等を行う場合、市の障害者虐待防止センターに相談・報告します。

③ 必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合、（※様式2）「身体拘束等に関する経過観察・再検討記録」にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録します。また、継続して身体拘束等の原因を考えて分析し、身体拘束等の解消に向けた取組みを行い、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討します。身体拘束等の観察と解決への取組み結果、身体拘束等を解除した場合、直近の支援策定会議で報告します。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 利用者等は、施設内でいつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項)

第7条 自立支援協議会等の他機関により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等に積極的に参加し、施設内で職員全般に報告研修を行います。新たな情報や実例、対応等を学習し、施設としての考え方や、職員一人ひとりが利用者の権利擁護やサービスの質について考えて行動できるよう内外の研修を通して研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和4年10月1日から施行する。